

議案第76号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 住居手当及び寒冷地手当の支給対象に再任用職員を加えるとともに、寒冷地手当の額を改定する必要があるため、本案を提出する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第2項中「、第11条の3及び次条」を削る。

第22条第2項中「17,800円」を「19,800円」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第11条の3及び第22条」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第22条第2項（以下「改正後の第22条第2項」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の第22条第2項の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の第22条第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第22条第2項の規定による給与の内払とみなす。